

2022年11月22日

各 位

会 社 名 株式会社ALBERT
代表者名 代表取締役社長 松本 壮志
(コード番号：3906 東証グロース)
問合せ先 経営管理部 大江 翔
(TEL 03-5937-1389)

アクセンチュア株式会社による当社株式に係る株式売渡請求を行うことの決定、 当該株式売渡請求に係る承認及び当社株式の上場廃止に関するお知らせ

2022年11月15日付「アクセンチュア株式会社による当社株券等に対する公開買付けの結果並びに親会社、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、アクセンチュア株式会社（以下「アクセンチュア」といいます。）は、2022年9月30日から当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び本新株予約権（注1）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、その結果、本公開買付けの決済の開始日である2022年11月21日をもって、当社株式4,171,575株（議決権所有割合（注2）：90.18%）を所有するに至り、当社の会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）に定める特別支配株主（以下「特別支配株主」といいます。）となっております。

（注1）「本新株予約権」とは、以下の新株予約権を総称していいます。以下同じです。

- ① 2016年1月29日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第13回新株予約権」といいます。）（行使期間は2018年4月1日から2024年2月18日まで）
- ② 2018年2月14日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第14回新株予約権」といいます。）（行使期間は2021年4月1日から2023年3月1日まで）

（注2）「議決権所有割合」とは、当社が2022年11月14日に提出した第18期第3四半期報告書に記載の2022年9月30日現在の当社の発行済株式総数（4,493,500株）に、2022年9月30日現在の本新株予約権1,570個の目的となる当社株式の数（157,000株）を加算した株式数（4,650,500株）から、当社が2022年11月14日に公表した2022年12月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）に記載された2022年9月30日現在の当社が所有する自己株式数（24,587株）を控除した株式数（4,625,913株）に係る議決権の数（46,259個）を分母として計算しております。なお、「議決権所有割合」は小数点以下第三位を四捨五入して計算しております。以下同じとします。

アクセンチュアは、本公開買付けの成立により、当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至り、また、本新株予約権の全てを取得するに至ったものの、当社株式の全てを取得できなかったことから、当社が2022年9月29日付でお知らせいたしました「アクセンチュア株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社株式の全て（本新株予約権の行使により交付される当社株式は含みますが、当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得し、当社をアクセンチュアの完全子会社とすることを目的とした取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、会社法第179条第1項に基づき、当社の株主の全員（但し、アクセンチュア及び当社を除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その所有する当社株式（以下「本売渡株式」といいます。）の全部をアクセンチュアに売り渡す旨の請求（以下「本売渡請求」といいます。）を行うことを本日決定したとのことです。

当社は、本日付でアクセンチュアより本売渡請求に係る通知を受領し、本日、会社法第370条による決議（取締役会の決議に代わる書面決議）によって、本売渡請求を承認する旨の決議をいたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

また、本売渡請求の承認により、当社株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することになり、本日から2022年12月25日まで整理銘柄に指定された後、2022年12月26日をもって上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所グロース市場において取引することはできなくなりますので、併せてお知らせいたします。

記

1. 本売渡請求の概要

(1) 特別支配株主の概要

(1) 名 称	アクセンチュア株式会社 (ACCENTURE JAPAN LTD)	
(2) 所 在 地	東京都港区赤坂一丁目8番1号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 江川 昌史	
(4) 事 業 内 容	「ストラテジー&コンサルティング」、「テクノロジー」、「オペレーションズサービス」、「アクセンチュア ソング」及び「インダストリーX (インダストリー エックス)」の5つの領域でサービスとソリューションを提供	
(5) 資 本 金	350百万円 (2022年8月31日現在)	
(6) 設 立 年 月 日	1995年12月7日	
(7) 大株主及び持株比率	Accenture Holdings B.V.	100%
	(2022年9月29日現在)	
(8) 当社と特別支配株主との関係	資 本 関 係	アクセンチュアは、本日現在、当社株式4,171,575株（議決権所有割合：90.18%）及び本新株予約権の全て（目的となる当社株式の数：157,000株（議決権所有割合：3.39%）。当社株式と本新株予約権の目的となる当社株式を合計した議決権所有割合：93.57%）を所有しております。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	当社は、アクセンチュアとの間でデータ分析に係る取引があります。また、当社は、アクセンチュアとKDDI株式会社の合併会社である株式会社ARISE analyticsとの間でデータ分析に係る取引があります。
	関連当事者への該当状況	アクセンチュアは、当社の親会社であり、当社の関連当事者に該当します。

(2) 本売渡請求の日程

売 渡 請 求 日	2022年11月22日（火曜日）
当 社 取 締 役 決 議 日	2022年11月22日（火曜日）
売 買 最 終 日	2022年12月23日（金曜日）
上 場 廃 止 日	2022年12月26日（月曜日）
取 得 日	2022年12月28日（水曜日）

(3) 売渡対価

普通株式1株につき、金9,180円

2. 本売渡請求の内容

アクセントリアは、当社の会社法第 179 条第 1 項に定める特別支配株主として、本売渡株主に対し、本売渡株式の全部をアクセントリアに売り渡すことを請求することを決定したとのことであり、当社は、本日付でアクセントリアから以下の内容の通知を受領いたしました。

- (1) 特別支配株主完全子法人に対して本売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 1 号）

該当事項はありません。

- (2) 本売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 2 号、第 3 号）

アクセントリアは、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡株式 1 株につき 9,180 円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

- (3) 新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 4 号）

該当事項はありません。

- (4) 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 5 号）

2022 年 12 月 28 日

- (5) 本売渡対価の支払のための資金を確保する方法（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 6 号、会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 1 号）

アクセントリアは、本売渡対価の全てを、アクセントリアから Accenture Finance Limited（以下「Accenture Finance」といいます。）に対する短期貸付金の同社からの弁済金によって支払うことを予定しております。なお、アクセントリアは、本公開買付けに係る公開買付け届出書の添付書類として、Accenture Finance によるアクセントリアからの借入金の 2022 年 9 月 28 日付残高証明書及び当該借入金の弁済を確約する旨の同日付支払証明書を提出しており、また、同日以降、アクセントリアにおいて、本売渡対価の支払いに支障を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識しておりません。

- (6) その他の本売渡請求に係る取引条件（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 6 号、会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 2 号）

本売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。

但し、当該方法により本売渡対価の交付ができなかった本売渡株主については、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本売渡対価の交付についてアクセントリアが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡対価を交付するものとします。

3. 本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等

(1) 承認に関する判断の根拠及び理由

本売渡請求は、本取引の一環として行われるものであり、本売渡対価は、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）と同一の価格に設定されています。

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、以下の過程及び理由により、2022年9月29日開催の当社取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、当社の株主及び本新株予約権の所有者（以下「本新株予約権者」といいます。）の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

(i) アクセンチュアからの提案及び検討体制の構築の経緯

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「(i) 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、2022年6月2日にアクセンチュアより本取引を実施する意向を有している旨を伝えられ、当社は、同日に当社としても前向きに検討を進める旨を回答し、本取引の検討を本格的に進めていく際には初期的な本公開買付け価格の水準を提示していただけないかと打診しました。これを受け、2022年6月7日から2022年6月下旬にかけて、当社は、アクセンチュアとの間で、本公開買付け価格の水準を提示するにあたりアクセンチュアが必要とする当社の財務情報、事業計画（既存の事業計画を基に直近の事業状況を反映して作成した資料）及びその他開示資料に関して複数回の質疑応答を行いました。その後、当社は、アクセンチュアにおける本公開買付けに関する検討を進めるにあたって社内のコーポレートインベストメントコミッティーにおける承認が得られたため、2022年7月22日、本取引に関して正式に協議を開始したい旨の連絡をアクセンチュアから受けました。

当社は、かかるアクセンチュアからの正式な協議開始の申入れを受け、2022年7月22日に開催された臨時取締役会において、(a) アクセンチュアとの取引条件の協議や各種手続き等について助言を受けること及び必要に応じて当社の株式価値の検討・算定を依頼することを目的として、当社の主幹事証券会社である株式会社SBI証券（以下「SBI証券」といいます。）をファイナンシャル・アドバイザーとして（注1）、(b) 当社の株式価値の算定を依頼及び必要に応じてフェアネス・オピニオンを取得することを目的として、株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス」といいます。）を第三者算定機関として、(c) 本取引の検討に際し必要な法的助言を受けること等を目的として、当社の顧問法律事務所である三浦法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選任するとともに、(d) 本取引の公正性を担保するとともに、本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保し、利益相反を回避するために、特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。本特別委員会の委員の構成及び具体的な活動内容等については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。）を設置し、本取引に関する提案を検討するための体制を整備しました。なお、本取引に係るアドバイザーを正式に選任するに当たっては一定の費用が発生することから、当社は、アクセンチュアからの正式な協議開始の申入れを受けたことをもって、上記臨時取締役会においてファイナンシャル・アドバイザーとしてSBI証券を、リーガル・アドバイザーとして三浦法律事務所を選任することを決議いたしました。アクセンチュアより本取引を実施する意向を有している旨伝えられた2022年6月2日以降本取引に係るアドバイザーが正式に選任されるまでの間も、当社の主幹事証券会社であるSBI証券及び顧問法律事務所である三浦法律事務所に対して、必要に応じて本取引に関する相談を行ってまいりました。

(注1) 本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、SBI証券の完全親会社であるSBIホールディングス株式会社(以下「SBI」といいます。)はアクセンチュアとの間でSBIが所有する当社株式の全てを本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(SBI)」といいます。)を締結しているところ、SBI証券から当社に対して、(a) SBI証券は当社のみアドバイザーとして関与すること、(b) SBIは独自にアクセンチュアと本応募契約(SBI)に関する交渉を行い、SBI証券はこれに関与しないこと、(c) SBI証券とSBIの間で情報遮断等の処置を講じることなどにより、利益相反関係を適切に管理することが可能であると考えられることに加え、手続の公正性を担保する観点から、SBI証券は株式価値算定については、自ら株式価値算定業務を行うのではなく、別途選任された第三者算定機関による株式価値算定結果を踏まえた当社への助言等のサポートにとどめることを想定している旨が説明されております。なお、当社がSBI証券から受けた説明によれば、上記(c)に関して、具体的には、SBI証券とSBIは、SBI証券のファイナンシャル・アドバイザー業務を担当する部署とその他の部署及びSBIとの間で本取引に関する一切の情報共有を遮断する処置を講じているとのこととです。

また、当社の社外取締役である高村正人氏は、SBI証券の代表取締役社長及びSBIの代表取締役副社長(COO)ですが、当社がSBI証券から受けた説明によれば、(i) 同氏はSBI証券において本公開買付けにおける当社のファイナンシャル・アドバイザーとしての業務には一切関与しておらず、(ii) 当社が2022年7月22日に開催した臨時取締役会においてSBI証券をファイナンシャル・アドバイザーとして選任して以降、同氏とSBI証券のファイナンシャル・アドバイザー業務を担当する部署とは本取引に関する一切の情報共有を遮断する処置が講じられているとのこととです(なお、上記のとおり、当社は、アクセンチュアより本取引を実施する意向を有している旨伝えられた2022年6月2日以降同年7月22日に開催した臨時取締役会においてSBI証券を本取引に係るファイナンシャル・アドバイザーとして正式に選任するまでの間も、SBI証券に対して必要に応じて本取引に関する相談を行っておりましたが、かかる相談は、本取引に係るファイナンシャル・アドバイザー業務の受任に係る打診やその可否の確認、また、上記のとおりSBIとSBI証券との利益相反関係の整理に関する相談が中心であり、SBI証券が当社に対して本取引に係る助言を開始したのはファイナンシャル・アドバイザーとして正式に選任された2022年7月22日以降であるため、同日以降をもって上記情報共有を遮断する処置を講じたものであるとのこととです。そのため、当社としては、2022年7月22日以前に上記情報共有を遮断する処置が講じられていなかったことをもってSBI証券のファイナンシャル・アドバイザーとしての独立性に問題が生じるものではないと考えております。)。また、同氏は当社内での本公開買付けに関する意思決定及び交渉過程についても一切関与しておりません。

なお、SBI証券の報酬には、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬が含まれておりますが、当社は、同種の取引における一般的な実務慣行や仮に本取引が不成立となった場合に当社に相応の金銭負担が生じる報酬体系の是非等を勘案し、成功報酬が含まれていることをもってSBI証券の独立性が否定されるわけではないと判断しております。また、当社は、SBI証券の本公開買付けからの独立性に関し、三浦法律事務所から、上記SBI証券から受けた説明及びSBI証券と当社との間のファイナンシャル・アドバイザー業務の委託に関する契約においてSBI証券に対して公正性や利益相反に関する懸念が生じないような措置を講じることが義務付けることを前提とすれば、当社における意思決定過程の公正性に直ちに問題が生じるものとは言えないとの法的助言も踏まえ、実際にSBI証券とのアドバイザー・サービス契約において上記措置を講じることが規定したうえで、本特別委員会の承認も経て、SBI証券をファイナンシャル・アドバイザーに選定することとしました。

(ii) 検討・交渉の経緯

当社は、上記検討体制を構築した2022年7月22日以降、アクセンチュアとの協議及び交渉の過程において、本特別委員会より事前に確認された交渉方針や交渉上重要な局面における意見、指示、要請等に基づき、SBI証券及び三浦法律事務所の助言やプルータスの株式価値評価を受けながら、アクセンチュアとの間で複数回に亘る協議・検討を重ねてきました。

まず、当社は、2022年7月28日、アクセンチュアから、本公開買付価格を8,500円とすることを含む本取引に関する意向表明書（以下「本意向表明書」といいます。）を受領しました。当社は、本意向表明書において、アクセンチュアにおけるデュー・ディリジェンスの実施や、本取引に関して合意に至るまでにアクセンチュアとして多くのリソースを投下する必要があることに鑑み、アクセンチュアに対して2022年11月30日まで（それまでに本公開買付けの開始が公表された場合には当該公表日まで）の本取引に関する独占交渉権を付与することの要請を受けました。当社としては、以下のとおりアクセンチュアとの協業により一定のシナジーが見込めることや、本意向表明書において提示された本公開買付価格8,500円が本取引に関する協議を進めるに値する相応の水準であること等を踏まえ、アクセンチュアの当該提案を受け入れることとし、2022年8月17日、アクセンチュアに対して上記の内容で独占交渉権を付与しました。

また、本公開買付価格については、上記のとおり、当社は、アクセンチュアから、2022年7月28日、本意向表明書において本公開買付価格を8,500円とする旨の提案を受けました。なお、同意向表明書において、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格（以下「本新株予約権買付価格」といいます。）については、アクセンチュアが、当社へのデュー・ディリジェンスを今後実施していく中で別途分析を行った上で総合的に判断することとし、改めて提案を行う方針としたことから特段の言及がされておりませんでした。

当社は、本公開買付価格を8,500円とするアクセンチュアの提案に対し、2022年8月16日、アクセンチュアに対して本公開買付価格を9,500円に引き上げるよう要請を行いました。その後、2022年8月18日、当社は、アクセンチュアより本公開買付価格を8,890円とする2回目の提案を受けました。これを受け、当社は、2022年8月26日、アクセンチュアに対して本公開買付価格を9,400円に引き上げるよう再度の要請を行いました。

また、当社は、同日、本新株予約権買付価格については、本公開買付価格と各本新株予約権の行使価額との差額とすべく、本新株予約権買付価格として第13回新株予約権については、本公開買付価格と当社株式1株当たりの行使価額1,715円との差額に、第13回新株予約権1個の目的となる当社株式の数は100であることから100を乗じた金額、第14回新株予約権については当社株式1株当たりの行使価額1,609円との差額に、第14回新株予約権1個の目的となる当社株式の数は100であることから100を乗じた金額としたい旨をアクセンチュアに対して提案しました。

その後、2022年8月30日、当社は、アクセンチュアより本公開買付価格を8,990円とする3回目の提案を受けました。これを受け、当社は、同日、アクセンチュアに対して本公開買付価格を9,350円に引き上げるよう要請を行いました。そして、2022年8月31日、当社は、アクセンチュアより本公開買付価格を9,050円とする4回目の提案を受けました。これを受け、当社は、2022年9月1日、アクセンチュアに対して本公開買付価格を9,300円に引き上げるよう要請を行いました。

そして、当社は、2022年9月21日、アクセンチュアより、本公開買付価格を9,180円とする最終提案を受けました。その後、当社は、同日、アクセンチュアに対し、本公開買付価格を9,180円とすることに同意する旨の回答を行いました。

また、当社は、アクセンチュアより、2022年9月26日、本新株予約権買付価格を、第13回新株予約権については、本公開買付価格である9,180円と当社株式1株当たりの行使価額1,715円との差額である7,465円に100を乗じた金額である746,500円、第14回新株予約権については当社株式1株当たりの行使価額1,609円との差額である7,571円に100を乗じた金額である757,100円とする提案を受けたところ、2022年9月26日、当社は、本新株予約権買付価格を、第13回新株予約権については、本公開買付価格である9,180円と当社株式1株当たりの行使価額1,715円との差額で

ある 7,465 円に、第 13 回新株予約権 1 個の目的となる当社株式数である 100 を乗じた金額である 746,500 円、第 14 回新株予約権については当社株式 1 株当たりの行使価額 1,609 円との差額である 7,571 円に、第 14 回新株予約権 1 個の目的となる当社株式数である 100 を乗じた金額である 757,100 円とすることに同意する旨の回答を行いました。

以上の検討・交渉過程において、本特別委員会は、当社や当社のアドバイザーから都度報告を受け、本公開買付けの条件について意見を述べることにより交渉過程に実質的に関与しました。また、アクセンチュアから提示された本公開買付け価格の確認及び当該価格に対する意見の申述等を行ったほか、当社が作成した 2022 年 12 月期から 2026 年 12 月期までの事業計画の内容及び作成経緯等について確認を行い、その合理性について確認しました。また、当社のファイナンシャル・アドバイザーである SBI 証券は、アクセンチュアとの交渉にあたっては、本特別委員会において審議の上決定した交渉方針に従って対応を行っており、また、アクセンチュアから提案・要請に対する回答を受領した際には、その都度、直ちに本特別委員会に対して報告を行い、その指示に従って対応を行いました。

当社は、このような協議・検討の過程において、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載のとおり、2022 年 7 月下旬に、第三者算定機関であるプルータスに対し、当社株式の価値算定を依頼し、2022 年 9 月 28 日付で同社から株式価値算定書（以下「当社株式価値算定書」といいます。）及び本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。）を取得しました。当社株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオンの詳細は、それぞれ、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」とおりです。また、当社は、三浦法律事務所から、本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けるとともに、本特別委員会から 2022 年 9 月 29 日付で答申書（以下「本答申書」といいます。）の提出を受けました（本答申書の概要及び本特別委員会の具体的な活動内容等については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。）。

(iii) 当社の意思決定の内容

以上の経緯のもとで、当社は、2022 年 9 月 29 日開催の当社取締役会において、三浦法律事務所から受けた法的助言、SBI 証券から受けた財務的見地からの助言並びにプルータスから取得した当社株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオンの内容を踏まえつつ、本特別委員会における検討及び本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付け価格を含む本取引に係る諸条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議及び検討を行いました。その結果、当社は、以下の点を踏まえると、本取引は当社の企業価値の向上に資するとの結論に至りました。なお、一般的には非公開化に伴うデメリットとして、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなり、また、上場会社として享受してきた社会的な信用力及び知名度の向上による優れた人材の確保並びに新規取引先の獲得に影響を及ぼす可能性が考えられます。しかしながら、当社は、当社の現在の財務状況や昨今の間接金融市場における低金利環境に鑑みると、エクイティ・ファイナンスによる資金調達の必要性は見込まれず、今後も当社株式の上場を維持することの意義を見出しにくい状況にあります。加えて、当社は、優れた人材の確保及び新規取引先の獲得に関しても、事業活動を通じて実現可能であると考えております。さらに、本取引に伴い、少なくとも主要株主であり筆頭株主である SBI を含む本応募株主（アクセンチュアとの間で本応募契約（SBI）及び本応募 4 社間契約（アクセンチュア、株式会社マイナビ（以下「マイナビ」といいます。）、株式会社マクニカ（以下「マク

ニカ」といいます。)及び東京海上日動火災保険株式会社(以下「東京海上日動火災保険」といいます。)が4社間で同一の契約書にて締結した、マイナビ、マクニカ及び東京海上日動火災保険がそれぞれ所有する当社株式の全てを本公開買付けに応募する旨の契約をいいます。)を締結した当社の株主を総称していいます。以下同じです。)の4社が当社の株主でなくなり、2022年9月29日現在において、「CATALYST 戦略」(注2)に基づく提携先7社のうち少なくとも4社が当社の株主でなくなることが予定されておりますが、当社においてはこれらの株主が当社株式を所有していることを前提とした取引関係は存在せず、上場廃止により従前の取引関係を維持することができなくなる懸念は存在しないものと考えております。なお、当社は、アクセンチュアとの業務提携等により、上場を維持したうえで事業活動を継続する選択肢もあるものの、直近の市場環境及び顧客の潜在的ニーズを汲み取るための継続的なマーケティング活動と付加価値の高いソリューションの提案が要求される直近の事業環境に鑑みると、現執行体制では成長の速度及び継続性ともに限定的であり、激化するAI業界に対応し、事業成長を加速するためには、アクセンチュアの完全子会社となり、同社資源を最大限、かつ、シームレスに活用することが当社の企業価値の向上に必要であると判断いたしました。

(注2)「CATALYST」とは、触媒を意味しますが、当社では、当社の顧客である各産業と横断的に関わることにより、当社を介して産業の枠を超えたデータの共有化を促進し、社会で顕在化している様々な課題の解決やテーマの発展に貢献していく戦略を「CATALYST 戦略」と呼んでおります。

(a) AI実装支援事業における受注効率及び採算性の向上

アクセンチュアは、グローバルに展開する総合コンサルティング企業として「ストラテジー&コンサルティング」、「テクノロジー」、「オペレーションズサービス」、「アクセンチュア ソング」及び「インダストリーX(インダストリー エックス)」の5つの領域でサービスとソリューションを企業へ提供しております。また、日本及びグローバルに幅広い顧客ネットワークを有し、経営戦略からオペレーション改革、最適なデジタル体験の創出まで一気通貫での変革を支援してきた実績を持っており、ブランド力を保持しております。

当社においても、重点産業におけるドメインナレッジ(注3)の獲得、「CATALYST 戦略」に基づき業界大手企業との協業等を通じた継続的な取引関係の構築等により、ストック性の高い事業構造へのシフトを目指して安定した継続受注が可能な事業成長基盤の実現に注力した結果、1年以上の継続する取引に基づく売上高の比率が約80%を占めるなど、当該戦略については現時点で成功を収めていると認識しておりますが、アクセンチュアからのAI実装支援事業における顧客紹介や、アクセンチュアが受注したプロジェクトにおけるデータ分析・AI実装を請け負うことで、営業面での受注効率化によるデータサイエンティスト(注4)の稼働率向上やアクセンチュアの実績やブランド力により採算性の高いプロジェクトの受注増加が期待でき、当社の売上増加並びに利益率の向上に繋がると考えております。とりわけ、アクセンチュアはデジタル、クラウド及びセキュリティ領域におけるサービスに強みを持っており、また早い段階からデータ分析やAI技術をサービスに取り入れており、アクセンチュアが提供するサービス全般においてデータ分析やAI技術の組込をプロジェクトにおいて行っている結果、データ分析・AI実装を必要とするプロジェクトを多く抱えているとのことです。

当社は、当社の属する業界においてはデータサイエンス(注5)教育の普及や企業による内製化により競争が激化することも予想される中、上述の効果により採算性を高めることは重要と考えております。

(注3)「ドメインナレッジ」とは、特定の専門分野や業界に関する知識及び知見のことをいいます。

(注4)「データサイエンティスト」とは、数学や統計など情報科学理論を活用してデータの調査・分析を行うことにより、データから価値を創出し、ビジネス課題に答えを出す専門家のこ

とをいいます。

(注5)「データサイエンス」とは、数学や統計など情報科学理論を活用してデータを調査・分析し、有益な情報を見出して各種課題を解決することをいいます。

(b) コンサルティング及びシステム実装機能の強化によるデータ分析・AI 実装の競争力向上

また、当社は、企業の課題発掘・設定、仮説構築、ソリューションの提案等、ソリューションやAIシステム等の実装等において強みを有しており、アクセンチュアの完全子会社となることにより、コンサルティングからデータ分析、システムの開発・実装まで一貫したサービスをアクセンチュア及び当社の双方から顧客に提供することが可能になると考えております。これにより、当社は、コンサルティングの過程から顧客との接点が増えることにより、潜在的なデータ分析・AI 実装ニーズを汲み取り、より付加価値の高いデータ分析・AI 実装サービスを顧客に提案・提供することが可能となり、当社のデータ分析・AI 実装の競争力向上に繋がると考えております。とりわけ、アクセンチュアは、コンサルティングプロジェクトを通じて、顧客の業務への深い理解に基づく業務変革をサポートし、それを下支えするAI技術を組み込んだエンタープライズシステム（企業の業務を支える基盤となるシステムで生産、販売、在庫管理システム、人事給与システム、財務会計システムなど）を提供しており、当該サービスを通じて、データ分析・AI 実装技術の顧客の業務への適用という点でも強みを有しており、アクセンチュアと一体となってプロジェクトを推進することで、当社は顧客により付加価値の高いデータ分析・AI 実装のサービスを提供することが可能となると考えております。また、国内AIビジネス市場においては、大手企業の顧客を中心に、AIのシステム構築ニーズが拡大し、システム実装前提の分析ニーズが拡大する見込みであり、また、エンタープライズシステム内において企業が保有をしているデータからAIが最適なアクションを自動的に推薦する仕組みが実装されるなど、データをリアルタイムに経営に反映する動きが今後加速度的に増加すると考えており、コンサルティングの過程から顧客の潜在的なデータ分析・AI 実装ニーズに合致する提案を行い、データ分析・AI 実装のサービスを提供した上で、システム実装まで行うケイパビリティの確保が重要になると考えております。

当社においてもコンサルティングやシステム実装分野の強化に努めているものの、アクセンチュアの完全子会社となることで、上記の顧客ニーズの変化に対してより機動的に対応が可能となり、当社のAI実装支援事業の競争力向上に繋がると考えております。

(c) データサイエンティスト採用の競争力向上

当社は、優秀なデータサイエンティストの獲得・定着が当社の事業成長に不可欠であると認識しており、データサイエンティストの正社員の約70%が修士号・博士号を持つなど新卒採用・中途採用において採用力を持っております。また、育成事業で培った体系的カリキュラム及び分析実績、並びに業務時間のうち一部を自己研鑽や社内勉強会参加などに活用できる働きやすい環境の整備等を行うなど人材育成のための環境を整えております。しかし、データサイエンティストとなる候補者の採用競争は激しく当社の属する業界において将来的にデータサイエンティストの不足が課題となることが予想される中、アクセンチュアの完全子会社となることで、グローバルなアクセンチュアのグループに入ることによる当社の認知度向上やブランド力向上も見込まれ、採用面での優位性強化に繋がると考えております。

(d) データ分析・AI 実装技術の向上

当社は、アクセンチュアと同様に、多くの優秀なデータサイエンティストを抱えております。当社は、アクセンチュアの完全子会社となることにより優秀なデータサイエンティスト同士の協業や交流が促進され、アクセンチュア及び当社のデータサイエンティストのデータ分析・AI 実装技術の水準の向上に繋がり、データ分析・AI 実装の分野においては急速な技術変化が起きており、当社ビジネスの競争力を保つうえで、優秀なデータサイエンティスト同士の協業や交流による技術水準の向

上は重要だと考えております。

また、上記(b)でも記載のとおり、アクセンチュアは高い分析能力やAI技術の能力を強みとして持つだけでなく、コンサルティングプロジェクトを通じて、顧客の業務への深い理解に基づく業務変革をサポートし、それを下支えするAI技術を組み込んだエンタープライズシステムを提供しており、当該業務経験の蓄積により、データ分析・AI実装技術の顧客の業務への適用という点でも強みを有しております。上記の強みを持つアクセンチュアのデータサイエンティストとの協業や交流が促進されることで、当社でも顧客にとってより付加価値の高いデータ分析・AI実装の提案や実装が可能となり、上記(b)で記載した顧客ニーズの変化が進む国内AIビジネス市場において、当社の競争力向上に繋がると考えております。

また、本公開買付価格(9,180円)は、(a)本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3)算定に関する事項」の「①当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載されているプルータスによる当社株式の株式価値算定結果において、市場株価法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、ディスカунテッド・キャッシュフロー法(以下「DCF法」といいます。)の算定結果の中央値の数値を上回るものであること、(b)本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3)算定に関する事項」の「①当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載のとおり、プルータスから本公開買付価格が当社の一般株主にとって財務的見地から公正であることと表明する旨のフェアネス・オピニオンを取得していること、(c)本公開買付価格が、本公開買付けの公表日の前営業日である2022年9月28日の東京証券取引所グロース市場における当社株式の終値4,055円に対して126.39%(小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、プレミアムの計算において同じです。)のプレミアムを加えた価格、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値(小数点以下を四捨五入しております。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。)4,206円に対して118.26%、過去3ヶ月間の終値単純平均値4,370円に対して110.07%、過去6ヶ月間の終値単純平均値4,714円に対して94.74%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっており、かかるプレミアム水準は、2019年6月28日以降に公表されかつ成立した、資本関係のない事業会社による完全子会社化を目的とした公開買付け事例14件(公表日の前営業日を基準日としたプレミアム率の平均値は、基準日対比で42.29%、基準日までの過去1ヶ月間の終値単純平均対比で41.70%、同過去3ヶ月間の終値単純平均に対して45.68%、同過去6ヶ月間の終値単純平均に対して43.60%)におけるプレミアム水準を上回るものであること、(d)本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の利益相反を解消するための措置等の公正性を担保するための措置が取られていること等、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(e)上記措置がとられたうえで、アクセンチュアと当社との間で、協議・交渉が複数回行われたうえで決定された価格であること、(f)本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、当社が本特別委員会から取得した本答申書においても、本公開買付価格は合理的な水準にあると評価できると判断されていること等を踏まえ、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断しました。

さらに、当社は、本新株予約権買付価格については、それぞれ本公開買付価格と本新株予約権の行使価額との差額に本新株予約権の目的となる当社株式の数を乗じた金額とされており、本公開買付価格を基準に算定されていることから、上記(a)乃至(f)の点等を踏まえ、本公開買付けは当社の本新株予約権者の皆様に対して合理的な本新株予約権の売却の機会を提供するものであると判断しました。

以上のとおり、当社は、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、2022年9月29日開催の当社取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、当社の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議しました。

なお、上記当社の取締役会における決議の方法については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

その後、当社は、2022年11月15日、アクセンチュアより、本公開買付けの結果について、当社株式4,171,575株並びに第13回新株予約権480個及び第14回新株予約権1,090個の応募があり、本公開買付けに応募された株券等の数の合計が買付予定数の下限(3,084,200株)以上となったことから、本公開買付けが成立し、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、2022年11月21日(本公開買付けの決済の開始日)をもって、アクセンチュアの所有する当社株式の議決権所有割合は90.18%となり、アクセンチュアは、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

このような経緯を経て、当社は、アクセンチュアより、本日付で、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本取引の一環として、本売渡請求をする旨の通知を受けました。

そして、当社は、かかる通知を受け、本売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、当社は、本日、会社法第370条による決議(取締役会の決議に代わる書面決議)によって、(a)本売渡請求は、本取引の一環として行われるものであるところ、上記のとおり、当社は、当社が本取引によりアクセンチュアの完全子会社となることが、当社の企業価値の向上に資するものであると判断しており、当該判断を変更すべき事情は特段生じていないこと、(b)本売渡対価は、本公開買付け価格と同一であるところ、本公開買付け価格の決定に際しては、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本取引の公正性を担保するための措置が講じられていること等に鑑みれば、本売渡株主の皆様にとって合理的な価格であり、本売渡株主の皆様の利益を害することのないよう十分留意されていると考えられること、(c)アクセンチュアは、本売渡対価を、Accenture Financeに対する短期貸付金の同社からの弁済金を原資として支払うことを予定しており、当社としても、アクセンチュアが2022年9月30日付の本公開買付けに係る公開買付け届出書の添付書類として提出した、Accenture Financeによるアクセンチュアからの借入金の2022年9月28日付残高証明書及び当該借入金の弁済を確約する旨の同日付の支払証明書を確認していること、また、同日以降、アクセンチュアによれば、本売渡対価の支払いに支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また今後発生する可能性は認識されていないとのこと等から、アクセンチュアによる本売渡対価の支払いのための資金の準備状況・確保手段は相当であり、本売渡対価の交付の見込みがあると考えられること、(d)本売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められず、本売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること、(e)本公開買付けの開始日以降本日に至るまで当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと等を踏まえ、本売渡請求は、本売渡株主の利益に配慮したものであり、本売渡請求の条件等は適正であると判断し、アクセンチュアからの通知のとおり、本売渡請求を承認することを決議いたしました。

(2) 算定に関する事項

本売渡請求は、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであり、本売渡対価は本公開買付け価格と同一の価格であることから、当社は、本売渡請求に係る承認を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しておりません。

(3) 上場廃止となる見込み

当社株式は、本日現在、東京証券取引所グロース市場に上場しておりますが、本売渡請求の承認により、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に該当することになり、本日から2022年12月25日まで整理銘柄に指定された後、2022年12月26日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所グロース市場において取引することはできません。

(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本売渡請求は、本取引の一環として、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として、本売渡対価を本公開買付け価格と同一の価格に設定して行われるものであるところ、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、(i) アクセンチュアが当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社であるSBIとの間で、本応募契約(SBI)を締結しているところ、当社の取締役である高村正人氏がSBIの代表取締役副社長(COO)を兼任していること、(ii) 本公開買付けの結果、アクセンチュアが当社の支配株主となった場合、本公開買付け後に予定されている当社をアクセンチュアの完全子会社とするための一連の手続(本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」をご参照ください。)は、支配株主による従属会社の買収に該当するところ、本取引はこれらが一連の取引としてなされるものであることに照らし、本取引の公正性を担保するとともに、本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保し、利益相反を回避すべく、アクセンチュア及び当社は以下の措置を講じております。

なお、アクセンチュアは、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(majority of minority)に相当する買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する少数株主の皆様の利益に資さない可能性もあると考え、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(majority of minority)」に相当する買付予定数の下限を設定していないとのことですが、アクセンチュア及び当社は、アクセンチュア及び当社において以下の①から⑦の措置を講じていることから、当社の少数株主の皆様の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

また、以下の記載のうち、アクセンチュアに関する記述は、アクセンチュアから受けた説明に基づくものです。

① アクセンチュアにおける独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

アクセンチュアは、2022年6月下旬、本公開買付け価格を決定するにあたり、アクセンチュア、アクセンチュアの最終の親会社であり、ニューヨーク証券取引所に株式を上場し登記地をアイルランドのダブリンに置く総合コンサルティング会社であるアクセンチュア ピーエルシー(Accenture plc。以下「アクセンチュア ピーエルシー」といいます。)及び当社から独立した第三者算定機関としてファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」といいます。)に対して、当社の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、みずほ証券は、アクセンチュア及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。また、アクセンチュアは、本「① アクセンチュアにおける独立した第三者算定機関

からの株式価値算定書の取得」から下記「⑦ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置」までに記載の措置及び利益相反を回避するための措置の実施を通じて、当社の少数株主の利益には十分配慮がなされていると考えられることから、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

アクセンチュアが2022年9月28日付でみずほ証券から取得した当社の株式価値に関する株式価値算定書の概要については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「② 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、アクセンチュアから提示された本公開買付価格に関する当社における意思決定過程の恣意性を排除し、本公開買付価格の公正性を担保するために、アクセンチュア、アクセンチュア ピーエルシー、当社及び本応募株主（以下「公開買付関連当事者」といいます。）から独立した第三者算定機関であるプルータスに対して、2022年7月下旬に、当社株式の株式価値の算定及び本公開買付価格の財務的な観点からの公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）の表明を依頼し、プルータスから、2022年9月28日付で当社株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオンを取得しております。

なお、プルータスは、公開買付関連当事者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。本取引に係るプルータスの報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる報酬のみであり、本公開買付けを含む本取引の成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

当社株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオンの概要については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」をご参照ください。

③ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本取引の公正性を担保するとともに、本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定の過程の公正性、透明性及び客観性を確保するために、公開買付関連当事者から独立したリーガル・アドバイザーとして三浦法律事務所を選任し、本公開買付けに関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けております。

なお、三浦法律事務所は、公開買付関連当事者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。三浦法律事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる報酬のみであり、本公開買付けを含む本取引の成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。なお、三浦法律事務所は当社にとって顧問法律事務所ではありますが、当該法律事務所は当社に限らず多数の依頼者に対してリーガル・サービスを提供する外部の法律事務所であり、当社も当該法律事務所の依頼者の一つとして当該法律事務所の取扱分野や専門性を踏まえて当社の事業や経営判断に関し法律相談を継続的に依頼し、外部の法律専門家として法的助言を受けるために法律顧問契約を締結しているものであって、かかる法律顧問契約を締結していることをもって当社からの独立性は害されず、三浦法律事務所は当社から独立したリーガル・アドバイザーとして本取引に関する法的助言を行うものであること、また、上記のとおり三浦法律事務所の報酬には本公開買付けを含む本取引の成立等を条件とする成功報酬も含まれておらず、本取引の成否にも重要な利害を有しないことから、三浦法律事務所の公開買付関連当事者及び本公開買付けの成否からの独立性に問題はないと判断しております。

④ 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

当社取締役会は、本取引の公正性を担保するとともに、本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保し、利益相反を回避するために、2022年7月22日開催の当社臨時取締役会決議により、公開買付関連当事者から独立性を有する戸澤晃広氏（弁護士、当社社外取締役、T&K法律事務所）、佐治誠氏（当社社外監査役）、古菌考晴氏（公認会計士、当社社外監査役、監査法人東海会計社）の3名から構成される本特別委員会を設置しました。なお、本特別委員会の委員は、設置当初から変更しておらず、また、互選により、本特別委員会の委員長として戸澤晃広氏を選定しております。本特別委員会の委員の報酬は、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、時間単位の報酬を支払うものとされており、本取引の成立を条件とする成功報酬は採用しておりません。

そして、当社は、同取締役会において、本特別委員会に対し、本公開買付けに対して当社が表明すべき意見の内容を検討する前提として、(i) 本取引の目的の正当性・合理性（本取引が当社の企業価値の向上に資するかを含む。）、(ii) 本取引の条件（本取引により当社の株主に交付される対価を含む。）の妥当性、(iii) 本取引に係る交渉過程等の手続の公正性、(iv) (i)乃至(iii)を踏まえ、本取引の実施（本公開買付けに対して当社取締役会が賛同意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを含む。）が当社の少数株主にとって不利益なものでないか否か（以下「本諮問事項」と総称します。）について諮問し、これらの点に対する答申書を当社取締役会に提出することを囑託するとともに、当社取締役会は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に係る意思決定を行うものとし、本特別委員会が本取引の目的又は取引条件が妥当でないかと判断した場合には、本取引に賛同しないことを決議しました。

また、当社取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、本特別委員会に対し、(i) 本諮問事項についての判断及び検討に必要な情報を収集・受領する権限、(ii) 本特別委員会が必要と判断する場合には自ら財務若しくは法務等のアドバイザーを選任し又は当社の財務若しくは法務等のアドバイザーを承認する権限、(iii) 本取引の取引条件等に関する当社による交渉について事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、本取引の取引条件等に関する交渉過程に実質的に関与する権限を付与することを決議しました。

本特別委員会は、2022年7月29日から2022年9月28日まで合計11回開催され、本諮問事項に関して、慎重に協議及び検討を行いました。

具体的には、本特別委員会は、まず初回の本特別委員会において、当社が選任したファイナンシャル・アドバイザーであるSBI証券は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、SBI証券のファイナンシャル・アドバイザー業務を担当する部署とその他の部署及びSBIとの間で本取引に関する一切の情報共有を遮断する処置を講じていること、及び当社の社外取締役である高村正人氏は、SBI証券の代表取締役社長及びSBIの代表取締役副社長(COO)ですが、同氏はSBI証券において本公開買付けにおける当社のファイナンシャル・アドバイザーとしての業務には一切関与しておらず、当社が2022年7月22日に開催した臨時取締役会においてSBI証券をファイナンシャル・アドバイザーとして選任して以降、同氏とSBI証券のファイナンシャル・アドバイザー業務を担当する部署とは本取引に関する一切の情報共有を遮断する処置が講じられていること、並びに同氏は当社内での本公開買付けに関する意思決定及び交渉過程についても一切関与していないことから、独立性及び専門性に問題がなく、第三者算定機関であるプルータス及びリーガル・アドバイザーである三浦法律事務所についても、独立性及び専門性に問題がないことから、それぞれを当社のファイナンシャル・アドバイザー、第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーとして承認しました。その上で、本特別委員会は、当社から提出を受けた資料等の検討を行うとともに、当社から、当社の事業内容、業績及び財務状況、経営課題、当社の事業計画の策定過程及び内容、本取引の意義、目的及び背景、並びに本取引による当

社事業への影響等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、アクセンチュアから、本取引の検討・実施に至った経緯及び背景、本取引の目的及び意義、当社の完全子会社化が必要であるとする理由、本取引の実施により期待できる当社の企業価値の向上の内容、並びに本取引後に予定している経営方針等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、本特別委員会は、当社から、アクセンチュアと当社との間における本取引に係る交渉の経緯及び内容等の状況につき適時に報告を受けた上で、本特別委員会において協議し、本公開買付価格につき、アクセンチュアから9,180円という最終的な提案を受けるに至るまで、アクセンチュアとの交渉過程に実質的に関与しております。さらに、本特別委員会は、当社の第三者算定機関であるプルートスから、当社株式の株式価値の算定に関する説明を受け、質疑応答を行うとともに（なお、プルートスは、株式価値の算定の基礎とされた当社の事業計画について、当社と質疑応答を行い、その作成経緯及び当社の現状を把握した上で、当社株式の価値を算定しております。また、本特別委員会は、当社との間で事業計画に関する質疑応答を行ったほか、自ら当社の事業計画の作成経緯や重要な前提条件等を確認・検討し、その合理性を確認しております。）、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載のとおり、本特別委員会は、プルートスにおけるフェアネス・オピニオンの発行手続なども確認した上で、2022年9月28日付で、プルートスから本フェアネス・オピニオンの提出を受けました。また、本特別委員会は、当社のリーガル・アドバイザーである三浦法律事務所から当社が得た、当社における本公開買付けを含む本取引の手続面における公正性を担保するための措置並びに本取引に係る当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容についての法的助言についても説明を受け、検討をしております。

本特別委員会は、以上の経緯の下、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2022年9月29日、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出しております。

(i) 本取引の目的の正当性・合理性（本取引が当社の企業価値の向上に資するかを含む。）について

(a) 本取引に関する当社及びアクセンチュアの認識

当社及びアクセンチュアによれば、当社が認識している経営課題、本取引がアクセンチュアより提案された背景及びこれに対する当社の認識は、以下のとおりである。

ア 当社における AI 関連領域の競争環境及び中長期的な成長に係る懸念並びに対応策の検討

- AI 関連領域の一定の成熟化により競争環境が激化し、多種多様なプロダクトが乱立し、コモディティ化が進むとともに、競合他社においても積極的な M&A を実行し、業界変化が加速している状況が存在する。
- また、現在、当社の顧客都合によりプロジェクトの凍結等が発生した場合、当社の顧客基盤が限定的であり、安定的な案件数が常に確保されているわけではないため、他顧客の案件への移行に時間を要し、稼働率が悪化する可能性もある。
- そのような流動的な事業環境下で、現在、当社において堅調な成長を見込んでいるものの、今後も案件を継続して獲得し、持続的な成長を維持するためには、顧客の潜在的ニーズを的確に踏まえたプロジェクトの提案や、投資効果が得られるシステム実装等、より高度かつ付加価値のあるサービスの提供が求められる。これらの AI 実装プロセスにおいて、特に①課題発掘に係るコンサルティング力、②データ整備・モデル開発に係るデータ分析、アルゴリズム開発力、③システム実装・運用保守に係るエンジニアリング力が必要と考えている。
- しかし、当社には②を担うデータサイエンティスト（以下「DS」という。）は充実した人的資源があるものの、①及び③については強化が必要な状況であり、加えて、DS を含む人材の稼働率を一定程度維持するため、より多くのプロジェクトを受注する必要がある。

- これらの経営課題への対応策として、①及び③に係る人材（コンサルタント、エンジニア等）の採用強化、外部企業との連携が考えられるところ、人材の採用強化については、AI 領域に特化した事業会社である当社と、コンサルティングファーム等と比較して、コンサルタントが希望する業務、待遇等との関係で優位性を見出すことが難しいケースが多く、充実した人材の獲得が難しく、エンジニアについても採用を強化しているものの質及び量ともに不足している状況にある。そのため、さらなる強化のための対応策としては、外部企業との連携が必要な状況にある。

イ 従前の当社及びアクセンチュアにおける協業等、提案に至る背景

- アクセンチュアは、デジタル、クラウド及びセキュリティ領域等においてプロフェッショナルサービスを提供している世界的な企業であるところ、同社は、自社サービスにデータ分析や AI 技術を取り入れており、AI 関連領域の市場が大きく成長している中で、当該市場を支える DS の人員不足が加速しており、当該課題に対する対策を検討している状況であった。
- そのような状況下で、アクセンチュアは、両社の企業文化に共通点が多くあること、また当社の DS の能力の高さを実感し、当社と連携することで、長期的にも両社のビジネスに良いシナジーを生むことが可能であると考えた。
- そして、アクセンチュアとしては、当社を非公開化せずに上場維持をしながら子会社化した場合、当社の少数株主との間の潜在的な利益相反構造の発生等により当社が独立した上場企業として独自の意思決定プロセスとならざるを得ず、両者間の経営課題の共有や、技術・人材交流等の経営資源の有効活用、緊密なコミュニケーション等が十分にできない問題が懸念されたため、非公開化を前提とする本取引を提案するに至った。

ウ 当社における本取引の検討

(ア) 当社によれば、当社における本取引のメリットは、以下のとおりである。

a 当社全体に対する効果

- アクセンチュアブランドによる信用力の向上
- 東京証券取引所上場企業の立場に捉われずより柔軟かつ大胆な事業展開が可能
- 東京証券取引所上場維持コストが低減することによる収益性の向上

b 当社従業員に対する効果

- 短期業績に関するプレッシャーが軽減
- アクセンチュアの幅広い業務及び充実した育成環境を通じた従業員個人のスキルアップ
- 待遇の向上の可能性

c 当社株主に対する効果

- 直近株価にプレミアムを上乘せして売却可能

d 当社顧客に対する効果

- より顧客ニーズに合致した提案が可能

(イ) 当社によれば、当社における本取引のデメリットは、以下のとおりである。

a 当社全体に対する効果

- 日本市場における非公開化による信用力の低下
- 本取引により、一部の当社社員の退職、顧客との契約解消が発生する可能性がある。

b 当社従業員に対する効果

- 東京証券取引所上場企業勤務でなくなることによるモチベーションの低下

c 当社株主に対する効果

- CATALYST 戦略におけるパートナーとの資本関係が終了（提携は継続前提であるが、要協議）。ただし、影響は小さい見込み。
- 売却損が発生する株主も存在する可能性がある。

d 当社顧客に対する効果

- 仮にアクセンチュアとコンフリクトが発生する顧客がいる場合、関係が終了する可能性あり

(ウ) 以上のとおり、当社は、アクセンチュアから提案を受けた本取引のメリット・デメリットを詳細に検討した結果、デメリットを上回るメリットが存在すると判断した。他方で、本取引以外の M&A 等についても検討はしたものの、より望ましい買収提案先を見つけることは現実的ではなかった。

(b) 上記を踏まえた本特別委員会の見解

- 現状、足下では当社の業績は堅調に推移していると認められるものの、上記(a)アのとおり、当社において AI 関連領域における競争環境及び中長期的な成長につき懸念すべき経営課題が生じており、当社が独力で人材採用等を強化したとしても、中長期的な成長の見通しが不透明な状況にあると認められる。この点のソリューションとして、外部企業との連携という手法を選択することは、不合理ではないと考えられる。
- また、アクセンチュアは、上記のとおり、コンサルティングを中心としたプロフェッショナルサービスを提供する世界的な企業であり、特にアナリティクス・AI 関連領域での評価は高く、Gartner や The Forrester Wave 等の第三者評価機関から最高ランクの評価を得ているほか、日本においても、株式会社日本経済新聞社による経営コンサルティング調査サービス別ランキングデータ分析・ビッグデータ部門にて、最高ランクの評価を得ているとのことである。そのため、同社は、AI 関連領域における高度な専門性、充実した案件及び人材の教育環境を有していると考えられ、同社と連携することは当社にとって上記のコンサルティング力やエンジニアリング力といった経営課題の解決に資すると認められる上、当社が独力でこれらを培うよりもスピードや実現可能性は高まるものと考えられる。
- そして当該連携にあたって、意思決定プロセスを迅速化し、緊密かつ柔軟な事業展開を行うことが有効であると認められることから、当社がアクセンチュアの完全子会社となることは不合理ではないと考えられる。
- 他方、東京証券取引所における非上場化に伴い、信用力の低下及びそれに伴う人材の採用力の低下、一部の CATALYST 戦略におけるパートナーとの資本関係の終了等のデメリットが生じる可

能性がある。しかし、アクセンチュアは、M&Aにより複数社を子会社化ないし吸収合併しており、それらの会社のPMI（Post Merger Integrationの略であり、M&A後の統合プロセスを指す。）も順調に行われているとのことである。また、アクセンチュアによれば、DS等の専門技術者にとって業務を遂行しやすい環境を整えており、合併等による目立った従業員の離反等も起きていないとのことである。そして、本取引後は、アクセンチュアのブランド力及び支援により、従業員に対し充実した業務、スキルアップの環境、待遇等を提供することで、東証における非上場化によるデメリットを上回る人材の採用強化が期待できる側面もあると認められる。さらに、CATALYST戦略におけるパートナーとの関係についても、アクセンチュアとの連携により、より付加価値の高いサービスの提供が可能になるともいえることから、本取引によって当該パートナーとの関係が終了する可能性及びそれによる影響は限定的であると考えられる。

- 以上から、本取引の目的の正当性・合理性が認められる。

(ii) 本取引の条件（本取引により当社の株主に交付される対価を含む。）の妥当性について

(a) 交渉経緯

当社は、2022年7月28日、アクセンチュアから、本公開買付価格を8,500円とすることを含む本取引に関する本意向表明書を受領した。本特別委員会は当社より、アクセンチュアの上記提案に対し当社が、本特別委員会から都度受けた交渉方針に係る意見を踏まえ、2022年8月から9月にかけて、当社の社内検討による買付希望価格を基に、アクセンチュアと本公開買付価格の引き上げに関し、双方が複数回条件提示の更新を行うなどの交渉を行ったとの報告を受けている。また、同年8月26日以降はプルータスの当社株式価値算定書のドラフトを考慮した買付希望価格を基に、アクセンチュアとの間で緊密に連絡をとり、実質的な協議・交渉を行ったものと認められる。

このように当社は、本特別委員会による意見も斟酌しつつ、アクセンチュアと交渉を行った結果、当初アクセンチュアから示された本公開買付価格を相当程度上回る本公開買付価格(9,180円)を含む、本公開買付けの条件が決定されたものである。

(b) 当社株式価値算定書の妥当性について

プルータスは、当社の株式価値の算定において、当社が継続企業であることから、インカム・アプローチを第一義的に採用しつつ、マーケット・アプローチにより客観性を担保するという基本方針をとり、かかる基本方針に則り、インカム・アプローチに属する評価手法としては最も理論的かつ一般的なDCF法、及び当社が金融商品取引市場に上場しており、市場株価が存在することからマーケット・アプローチに属する評価手法としては最も客観的な市場株価法を採用したとのことである。なお、マーケット・アプローチに属する類似会社比較法は採用されていないが、その理由としては、AI業界において、将来の利益創出のための研究開発支出等が収益成長に先行して行われる結果、各社の利益が大幅に圧縮され又は損失が計上されていること、また、長期的な成長性を織り込んで形成される市場価格と現在の脆弱な収益基盤を前提とする予想利益の間に合理的な対応関係が成立しないことが挙げられている。

これらの判断について、現在の実務に照らして不合理な点は見受けられない。

(c) 買付価格の妥当性について

本公開買付価格(9,180円)は、当社株式価値算定書の算定結果のうち、DCF法の価格レンジの中央値を相当程度上回っている。上記のとおり、プルータスによるDCF法に係る算定手法の選択や算定過程に特段不合理な点は見当たらない。

また、本特別委員会は、インタビューを通じて、DCF法による算定の基礎とされた当社の2022年

12月期から2026年12月期までの事業計画（以下「本事業計画」という。）の策定過程・内容を確認したところ、当社が策定した中期経営計画をベースとし、その後の動向も踏まえ修正したものであり、本公開買付価格がことさらに低く算定されるような前提を置いているなどの不合理な点は見当たらない。また、検討の基礎とされた本事業計画も、積極シナリオと保守的シナリオの2つが対象とされており、より慎重な検討がなされているといえる。

また、本公開買付価格の市場価格に対するプレミアムの割合は本答申書提出日前日の終値に対し約126%であり、完全子会社化の過去事例との比較においても高い水準にあるといえる。

さらに、プルータスによる本フェアネス・オピニオンにおいても、当社の一般株主にとって本公開買付価格は財務的見地から公正なものとしてされている。

なお、アクセンチュアにおいてはシナジーを考慮して本公開買付価格を算出していると解されるところ、当社株式価値算定書では基本的にスタンドアロンベースで株式価値が算定されている。この点、一般に、公開買付けの対象会社においては、シナジーの算定が困難であることが多く、スタンドアロンベースで企業価値を算定することは一般的であるといえるし、当社株式価値算定書のDCF法の価格レンジの中央値以上の価格で合意がなされていることや、本来はシナジーによる価値はアクセンチュア側が享受すべきものとも考えられることから、当社側がスタンドアロンベースでの企業価値を前提に本公開買付価格を提案していることは、不合理とはいえない。

以上の諸点に照らせば、本公開買付けにおける本公開買付価格は、合理的な水準にあると評価できる。

(iii) 本取引に係る交渉過程等の手続の公正性

2022年6月2日、当社はアクセンチュアより、本取引の概要について提案を受け、同年7月22日に、電子メールにて本取引についての正式な提案を受けたことから、同日開催の当社取締役会において、本特別委員会の設置及び本特別委員会を社外取締役1名、社外監査役2名の計3名で構成することを決議した。以上より、当社は、本取引の提案を受けたのち、可及的速やかに本特別委員会の設置につき協議し、決定しており、本公開買付価格を含む本取引の条件に係る具体的な交渉に入る以前より本特別委員会が設置されているものと認められる。

本特別委員会を構成する各委員は、アクセンチュア及び本取引から独立しており、これらに利害関係を有していないことが認められる。また、当社は、リーガル・アドバイザーとして三浦法律事務所及び第三者算定機関としてプルータスをそれぞれ選任し、いずれもアクセンチュア及び本取引からの独立性に問題がないことを確認した上で、助言等を受け、プルータスからは当社株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオンを取得する等して、本取引の是非や本公開買付価格その他の条件の妥当性、手続の公正性につき検討を行っている。また、当社は、アクセンチュアとの取引条件の協議や各種手続き等について助言を受けること及び必要に応じて当社の株式価値の検討・算定を依頼することを目的として、SBI証券をファイナンシャル・アドバイザーとして選任し、その助言を受けて本取引を検討している。なお、SBI証券の完全親会社であるSBIはアクセンチュアとの間で本応募契約（SBI）を締結しているところ、SBI証券によれば、(a) SBI証券は当社のみアドバイザーとして関与すること、(b) SBIは独自にアクセンチュアと本応募契約（SBI）に関する交渉を行い、SBI証券はこれに関与しないこと、(c) SBI証券とSBIとは情報遮断等の処置を講じることなどにより、利益相反関係を適切に管理することが可能であると考えられることに加え、手続の公正性を担保する観点から、SBI証券は株式価値算定については、自ら株式価値算定業務を行うのではなく、別途選任された第三者算定機関による株式価値算定結果を踏まえた当社への助言等のサポートにとどめることを想定している旨が説明されている。このような状況を前提とすれば、当社がファイナンシャル・アドバイザーとしてSBI証券を起用することが、本取引の手続の公正性に疑義を生じさせるとまではいえないと評価される。

また、アクセンチュアとの交渉自体は、当社の担当役員が行うものの、本特別委員会は、交渉に

ついて事前に当社の方針を確認するとともに、適時に交渉状況の報告を受け、本公開買付価格を含む交渉方針・交渉方法について具体的な意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与え得る状況が確保されていた。また、本特別委員会は、アクセンチュアとの本公開買付価格に関する交渉方針として、一般株主にとってできる限り有利な条件を引き出すための具体的な助言を当社の担当役員に対し適時行い、その結果、実際にアクセンチュアの提示する本公開買付価格が引き上げられるに至った。

本取引に関する取締役会の審議及びアクセンチュアとの協議交渉に関する当社内の検討体制には、アクセンチュアの役職員等の関係者は含まれておらず、また、本取引に係る協議、検討及び交渉の過程で、本取引に特別な利害関係を有する者が当社側に不当な影響を与えたことを推認させる事実は認められない。なお、この点に関連し、当社の社外取締役である高村正人氏は、SBI証券の代表取締役社長及びSBIの代表取締役副社長(COO)であるが、SBI証券によれば、同氏は本公開買付けにおける当社のファイナンシャル・アドバイザーとしての業務には一切関与しておらず、SBI証券が2022年7月22日に開催した当社の臨時取締役会において本取引に係る当社のファイナンシャル・アドバイザーとして正式に選任され、当社に対して本取引の内容面に関する助言を開始した同日以降、ファイナンシャル・アドバイザー業務を担当する部署とは所定の情報遮断等の措置が講じられているとのことであり、また、当社によれば、同氏は当社内での本公開買付けに関する意思決定についても一切関与していないとのことである。

当社プレスリリースにおいては、本特別委員会に関する情報、買付価格の算定結果の内容に関する情報、本取引の経緯・目的に関する情報について、それぞれ一定の開示が予定されており、一般株主による取引条件等についての妥当性等の判断のために相当な情報が開示される予定であることが認められる。

以上の経緯、検討手法等に照らすと、適切な公正性担保措置が講じられており、本取引の検討過程及び交渉過程における手続の公正性が認められる。

- (iv) 上記(i)乃至(iii)を踏まえ、本取引の実施(本公開買付けに対して当社の取締役会が賛同意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを含む。)が当社の少数株主にとって不利益なものでないか否かについて

以上のとおり、(i)本取引の目的に不合理・不公正な点は見当たらず、当社の企業価値向上に資するものと考えられ、この点で、少数株主が有する株式の価値が不当に毀損されるという事実は見当たらない。そして、少数株主にとっての最大の関心事である(ii)買付価格の妥当性についても、第三者機関による合理的な株式価値算定書における見解を踏まえたものとなっており、市場価格からのプレミアムの水準等も加味すると、少数株主の経済的利益が不当に害されない水準であると思料される。また、(iii)の検討・交渉過程についても、適切な公正性担保措置が取られていると認められ、当該過程において株式の正当な価値が歪められるような事情も見当たらない。これらのことからすると、本公開買付けにおける本公開買付価格その他の条件が、当社少数株主に特段不利益なものとは認められない。

⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

当社の取締役会は、三浦法律事務所から受けた法的助言、SBI証券から受けた財務的見地からの助言並びにプルータスから取得した当社株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオンの内容を踏まえつつ、本特別委員会における検討及び本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の一連の手続及び本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討しました。その結果、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、当社は2022年9月29日

開催の取締役会において、当社の取締役5名のうち高村正人氏を除く、審議及び決議に参加した全ての取締役の全員一致により、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、当社の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議しました。

また、上記取締役会において、出席した監査役3名はいずれも、上記決議に異議がない旨の意見を述べております。なお、当社の取締役である高村正人氏は、SBIの代表取締役副社長（COO）を兼任していることから、利益相反の疑いを回避し、本取引の公正性を担保する観点から、当該取締役会に欠席しており、また、当社の立場においてアクセンチュアとの協議及び交渉にも参加しておりません。

⑥ 当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

アクセンチュアは、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、(i) 本公開買付けの決済の完了後速やかに、アクセンチュアが本公開買付けの成立により取得する株式数に応じて、当社株式の全て（本新株予約権の行使により交付される当社株式は含みませんが、アクセンチュアが所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全ての株式等売渡請求をすること又は当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会の開催を当社に要請することを予定しており、当社の株主の皆様に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されない手法は採用しないこと、(ii) 株式等売渡請求又は本株式併合をする際に、当社の株主の皆様に対価として交付される金銭は本公開買付価格に当該各株主（アクセンチュア及び当社を除きます。）の所有する当社株式の数を乗じた価格と同一になるように算定されること、また、本新株予約権者（アクセンチュアを除きます。）の皆様に対価として交付される金銭は、本新株予約権買付価格に当該本新株予約権者がそれぞれ所有する本新株予約権の数を乗じた価格と同一となるように算定されることを明らかにしていることから、当社の株主及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しているとのことです。

⑦ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

アクセンチュアは、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を30営業日に設定しているとのことです。このように公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主及び本新株予約権者の皆様が本取引の是非や本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに対する応募の是非について適切な判断を行うための期間を提供しつつ、対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することも企図しているとのことです。

本意見表明プレスリリースの「4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」に記載のとおり、当社は本公開買付けに対する賛同意見を維持することとされていますが、当社による積極的な勧誘なしに第三者から競合提案（本意見表明プレスリリースの「4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「(3) 本取引契約」において定義しています。以下同じ。）があった場合、当社の取締役会が、当社のリーガル・アドバイザーの助言を踏まえて取締役の善管注意義務を遵守するために必要と判断すれば、当社は、競合提案を行った第三者と協議・交渉し、さらに本公開買付けに対する賛同意見の変更又は撤回をすることができます。アクセンチュアは、このように当社との合意においてもアクセンチュア以外の者による買収提案の機会を過度に制限しないことで、本公開買付けの公正性の担保に配慮しているとのことです。また、本意見表明プレスリリースの「4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「(1) 本応募契約（SBI）」及び「(2) 本応募4社間契約」に記載

のとおり、本応募株主は本公開買付けに当社株式を応募することとされていますが、当社の取締役会が本公開買付けに対する賛同意見を変更又は撤回した場合は、その応募を撤回することができるということです。

4. 今後の見通し

本売渡請求後における当社の経営体制、方針・計画等につきましては、今後、当社及びアクセンチュアの両社の間で協議・検討していく予定です。

5. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

アクセンチュアは、当社の支配株主（親会社）であるため、当社取締役会による本売渡請求に関する承認は、当社にとって支配株主との取引等に該当いたします。当社は、2022年10月14日に開示したコーポレートガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」を定めておりませんが、支配株主との取引等を行う場合には、必要に応じて、当社及び支配株主との間に重要な利害関係を有しない専門家や第三者機関等からの助言を取得する等して、支配株主との取引等の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じるとともに、取締役会において慎重に審議の上決定することとし、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応することを基本方針としております。

本売渡請求の承認に係る当社の意思決定に至る過程においても、上記「3. 本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じており、かかる対応は上記方針に適合しているものと考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「3. 本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、2022年9月29日付で、本特別委員会から、本取引の実施が当社の少数株主にとって不利益なものでないことに関する本答申書の提出を受けております。

詳細は、上記「3. 本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「④ 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。

なお、本答申書は、本売渡請求を含む本取引に関するものであることから、当社は、本売渡請求の承認に際しては、支配株主と利害関係のない者からの意見を改めて取得しておりません。

以 上